

ち て き し ょ う が い し ゃ ふ く し
知的障害者福祉

のしおり



あきたけんちてきしょうがいしゃこうせいそудんしょ
秋田県知的障害者更生相談所

こ じょせい しょうがいしゃそудん
(子ども・女性・障害者相談センター)

もくじ 目次

1	<small>りょういくてちょう</small> 療育手帳について	1
2	<small>りょういくてちょう</small> <small>も</small> <small>かた</small> <small>りょう</small> <small>おも</small> <small>せいど</small> 療育手帳をお持ちの方が利用できる主な制度	3
3	<small>しょうがいねんきん</small> 障害年金について	7
4	<small>かくしゅてあて</small> <small>きょうさい</small> <small>せいかつほご</small> 各種手当・共済・生活保護について	9
5	<small>いりょう</small> <small>じょせい</small> 医療の助成について	11
6	<small>ぜいきん</small> <small>げんめんとう</small> 税金の減免等について	12
7	<small>しょうがいじ</small> <small>しゃ</small> <small>たい</small> <small>しょうがいふくし</small> <small>とう</small> 障害児・者に対する障害福祉サービス等について	15
8	<small>しごと</small> <small>そうだん</small> 仕事の相談について	20
9	<small>せいねんこうけんせいど</small> 成年後見制度	22
10	<small>けんおよ</small> <small>しちょうそん</small> <small>そうだんまどぐち</small> 県及び市町村の相談窓口	23

1 療育手帳について

知的障害が原因で、日常生活や社会生活において制約がある方に、いろいろな支援を受けやすくするために交付しています。

障害の程度によって、A（重度）とB（その他）に区分されます。

療育手帳の交付を受けたい方は、写真（縦4cm×横3cm）と個人番号が確認できるもの（※1）、本人確認ができるもの（※2）を準備して、お住まいの市町村の担当窓口に申請してください。

（※1）個人番号が確認できるもの

個人番号カード【裏面】、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

（※2）本人確認ができるもの

運転免許証、個人番号カード、健康保険の資格確認証など

（1）手帳の交付を受けられる方

知的障害者更生相談所または児童相談所で、知的障害と判定された方。

18歳以上の方：知的障害者更生相談所

18歳未満の方：北児童相談所・南児童相談所または中央児童相談所

（2）再判定について

手帳の交付を受けた方で、手帳に次期判定年月が記載されているときは、

その判定年月までに再判定を受けてください。再判定の年月が近づいてくる

と、市町村の担当窓口から連絡がありますので、必要な手続を行ってください。

なお、次期判定年月の前であっても、障害の程度に変化があると思われる

場合は市町村の担当窓口にご相談してください。

(3) 手帳の紛失・破損

手帳をなくしたり、破ったりした場合は、すぐに市町村の担当窓口へ届け出

てください。

(4) 住所・氏名の変更

手帳の交付を受けた本人や保護者の住所や氏名が変わった場合は、すぐに

市町村の担当窓口へ届け出てください。

(5) 手帳所持者が死亡

手帳の交付を受けた本人が死亡した場合は、すぐに市町村の担当窓口へ届け

出てください。

2 療育手帳をお持ちの方が利用できる主な制度

(1) 公共交通機関の割引制度

交通機関	割引対象の区分		割引乗車券類	わりびきりつ 割引率		備考	問い合わせ先
				本人	介護者		
JR・鉄道	療育手帳A (第1種)	単独利用	普通乗車券	わり 5割		片道100kmを超える場合	JR 各鉄道会社
		介護者あり	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	わり 5割	わり 5割		
	療育手帳B (第2種)	単独利用	普通乗車券	わり 5割		片道100kmを超える場合	
		介護者あり (12歳未満)	定期乗車券	わり 5割	わり 5割		
県内バス	療育手帳A・療育手帳B (第1種)・(第2種)		普通乗車券	わり 5割	わり 5割		各バス会社
			定期乗車券	わり 3割 (※)	わり 3割		
タクシー	療育手帳A・療育手帳B (第1種)・(第2種)		運賃から1割引				各タクシー会社
航空 (国内線)	療育手帳A・療育手帳B (第1種)・(第2種)		満12歳以上の知的障害者が介護者と共に、または単独で利用する場合、割引が適用される。				各航空会社

※羽後交通株式会社では、12歳未満の療育手帳B所持者に対しては、5割

の割引を適用しています。

(2) 有料道路の料金割引

療育手帳Aをお持ちの方が乗車して、介護者が自動車を運転し、有料

道路を利用する場合に通行料金の最大50%が割引されます。割引を受け

るには、事前に登録手続をしておく必要があります。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

(3) NHK放送受信料の減免

事前に^{じぜん す}お住まいの^{しちょうそん たんとうまどぐち}市町村の^{しょうめい う}担当窓口で^{しんせい}証明を受けてから、NHKに申請し

てください。

全額免除：^{ぜんがくめんじょ}療育手帳^{りょういくてちょう}（または^{はんていしょ}判定書）^{も かた}をお持ちの方が^{せたい}いる世帯で、かつ

^{せたいこうせいいんぜんいん}世帯構成員^{しちょうそんみんぜい}全員が^{ひ かぜい}市町村^{ばあい}民税が非課税の場合

半額免除：^{はんがくめんじょ}世帯主が^{せたいぬし}療育手帳^{りょういくてちょう} A^もをお持ちで、かつ^{じゅしんけいやくしゃ}受信契約者^{ばあい}の場合

○ 問い合わせ先：^{と あ さき}NHKふれあいセンター^{でんわばんごう} 電話番号：0570-077-077

(4) 携帯電話料金の割引

療育手帳^{りょういくてちょう}をお持ちの場合は、^も携帯電話料金^{けいたいでんわりょうきん}の割引^{わりびき}を受けられることがあ

ります。^{わりびき}割引の内容や^{ないよう}申込^{もうしこみてつづき}手続については、^{けいたいでんわ}携帯電話事業者^{じぎょうしゃ}ごとに異な

ります。

○ 問い合わせ先：^{と あ さき}各携帯電話事業者^{かくけいたいでんわ} ^{じぎょうしゃ}

(5) 生活福祉資金の貸付

低所得者世帯^{ていしよとくしゃせたい}、障害者世帯^{しょうがいしゃせたい}（療育手帳^{りょういくてちょう}や身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃてちょう}、精神

障害者保健福祉手帳^{しょうがいしゃほけんふくしてちょう}をお持ちの方が^も属する世帯^{かた}）、^{ぞく}高齢者世帯^{せたい}等^{こうれいしゃせたいとう}に対し、^{たい}

経済的な自立^{けいざいてき}や安定^{じりつ}した生活^{あんてい}を送れるように^{せいかつ}資金の貸付^{おく}を行っています。^{しきん} ^{かしつけ} ^{おこな}

○ 問い合わせ先：^{と あ さき}お住まいの^す地区^{ちく}の民生委員^{みんせいいいん}または^{しちょうそんしゃかいふくしきょうぎかい}市町村社会福祉協議会

(6) 県営住宅への入居審査の優遇等

申込者^{もうしこみしゃ}または同居者^{どうきよしゃ}が^{りょういくてちょう}療育手帳^もをお持ちの場合、^{ばあい}県営住宅^{けんえいじゅうたく}への入居^{にゅうきよ}

審査^{しんさ}において、^{ゆうぐうとう}優遇等^うが受けられる^{ばあい}場合があります。

○ 問い合わせ先：県建築住宅課 電話番号：018-860-2563

(7) 障害者自動車運転免許取得費の助成

療育手帳をお持ちの方で、自動車運転免許（普通自動車免許に限る。）

を取得することにより、就労などの社会参加が見込まれる場合は、運転免許

の取得に要した費用の一部を助成します。

お住まいの市町村によって取扱いが異なります。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

(8) その他の割引制度

療育手帳をお持ちの方は、以下の県立施設において入館料や使用料

等が減免されます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

施設名・事業名	問い合わせ先	備考（割引額・事業内容・対象者条件等）
秋田県ふるさと村	秋田県ふるさと村	ワンダーキャッスル・スペース・マックストレインの利用料金5割引（手帳所持者1人につき介助者1人。）
秋田県立男鹿水族館	秋田県立男鹿水族館	普通料金を以下の料金で対応 一般：1,300円→800円 小学校児童・中学生徒：500円→300円
秋田県田沢湖スキー場	秋田県田沢湖スキー場	1日券のリフト利用料金を5割引
秋田県立総合プール	秋田県立総合プール	施設使用料無料（個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介助者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介助者が必要な場合は、必要な介助者分を免除する） 個人使用料の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立野球場	秋田県立野球場	施設使用料無料 使用料の免除にかかる手続は、使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立向浜運動広場	秋田県立向浜運動広場	施設使用料無料 使用料の免除にかかる手続は、使用料免除申請書を事前に提出すること

しせつめい 施設名 ・ 事業名	とあさき 問い合わせ先	びこう 備考 (割引額 ・ 事業内容 ・ 対象者条件等)
あきたけんりつ 秋田県立スケート場	あきたけんりつ 秋田県立スケート場	しせつしりょうりょうむりょう かつそうりょうめんじょ ばあい てちようしよじしやひとり かいごしやひとり げ 施設使用料無料 (滑走路免除の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原 んそく しやうがい ていど ふたりいじよう かいごしや ひつよう ばあい ひつよう か 則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介 いごしやぶん めんじょ 護者分を免除する) かつそうりょう めんじょ てつづき しやうがいしや しやうめい しよるい てちよう 滑走路の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類または手帳 ていじ を提示すること かしきりしやう ばあい しやうりょうめんじょしんせいしよ じぜん ていしゆつ 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
あきたけんりつそうごうしやげきじよう 秋田県立総合射撃場	あきたけんりつそうごうしやげきじよう 秋田県立総合射撃場	しせつしりょうりょうむりょう こじんしりょうりょう ばあい てちようしよじしやひとり かいごしやひとり げ 施設使用料無料 (個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原 んそく しやうがい ていど ふたりいじよう かいごしや ひつよう ばあい ひつよう か 則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介 いごしやぶん めんじょ 護者分を免除する) こじんしりょうりょう めんじょ てつづき しやうがいしや しやうめい しよるい 個人使用料の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類または てちよう ていじ 手帳を提示すること
あきたけんりつぶどうかん 秋田県立武道館	あきたけんりつぶどうかん 秋田県立武道館	しせつしりょうりょうむりょう こじんしりょうりょう ばあい てちようしよじしやひとり かいごしやひとり げ 施設使用料無料 (個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原 んそく しやうがい ていど ふたりいじよう かいごしや ひつよう ばあい ひつよう か 則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介 いごしやぶん めんじょ 護者分を免除する) こじんしりょうりょう めんじょ てつづき しやうがいしや しやうめい しよるい 個人使用料の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類または てちよう ていじ 手帳を提示すること かしきりしやう ばあい しやうりょうめんじょしんせいしよ じぜん ていしゆつ 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
あきたけんりつたいいくかん 秋田県立体育館	あきたけんりつたいいくかん 秋田県立体育館	しせつしりょうりょうむりょう こじんしりょうりょう ばあい てちようしよじしやひとり かいごしやひとり げ 施設使用料無料 (個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原 んそく しやうがい ていど ふたりいじよう かいごしや ひつよう ばあい ひつよう か 則。ただし、障害の程度により3人以上必要な場合は必要な介護者分を免除 する) こじんしりょうりょう めんじょ てつづき しやうがいしや しやうめい しよるい 個人使用料の免除にかかる手続は、障害者であることを証明する書類または てちよう ていじ 手帳を提示すること かしきりしやう ばあい しやうりょうめんじょしんせいしよ じぜん ていしゆつ 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
あきたけんりつびじゆつかん 秋田県立美術館	あきたけんりつびじゆつかん 秋田県立美術館	かいじようせつてん てちようしよじしやほんにんおよ つきせいしや めい にゆうじょうむりょう 2・3階常設展について、手帳所持者本人及び付添者1名入場無料 とくべつでんかいさい じ びじゆつかんしゆさい かぎ てちようしよじしやほんにんおよ つきせいしや めい にゆう 特別展開催時は美術館主催のものに限り、手帳所持者本人及び付添者1名入 うじょうむりょう じつこういんかいしゆさい ばあい じつこういんかい ほんだん 場無料 (実行委員会主催の場合は実行委員会の判断による) かいけんみん かし しゆさいしや ほんだん 1階県民ギャラリーは貸スペースのため、主催者の判断による
あきたけんりつきんたいびじゆつかん 秋田県立近代美術館	あきたけんりつきんたいびじゆつかん 秋田県立近代美術館	じつこういんかいしゆさい てんらんかい てちようしよじしやおよ つきせいしや めい にゆうじょうりよ 実行委員会主催による展覧会については、手帳所持者及び付添者1名入場料 うはんがく 半額 いちぶじつこういんかいしゆさい てんらんかい てちようしよじしやほんにんおよ つきせいしや めい にゆうじょう ※一部実行委員会主催による展覧会、手帳所持者本人及び付添者1名入場無 むりょう じつこういんかい ほんだん 料 (実行委員会の判断による) きかくてん かい てん にゆうじょうむりょう 企画展・6階コレクション展は入場無料
あきたけんりつはくぶつかん 秋田県立博物館	あきたけんりつはくぶつかん 秋田県立博物館	ゆうりょう とくべつてん かんらん ばあい てちようしよじしやほんにんおよ つきせいしや めい はんがく 有料の特別展を観覧する場合、手帳所持者本人及び付添者1名につき半額
あきたけんりつおおだてしやうねんしぜん いえ 秋田県立大館少年自然の家	あきたけんりつおおだてしやうねんしぜん いえ 秋田県立大館少年自然の家	てちようしよじしやほんにんおよ つきせいしや めい しやうりょう げんがく 手帳所持者本人及び付添者1名につき、使用料1/2に減額

3 しょうがいねんきん 障害年金について

しょうがいねんきん びょうき せいかつ しごと せいげん ば
 障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場
 あい げんえきせだい かた ふく う と ねんきん
 合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

(1) しょうがいき そねんきん 障害基礎年金

こくみんねんきん かにゆう あいだ さいまえ ねんきんせいど かにゆう
 国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入してい
 き かん さいいじょう さいみまん ねんきんせいど かにゆう き
 ない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期
 かん にほん す あいだ しょしんぴ びょうき いったい しょうがい じょう
 間で日本に住んでいる間）に初診日のある病気やけがで、一定の障害の状
 たい ばあい ねんきん う と
 態になった場合、年金を受け取ることができます。

○ と あ さき しちょうそん たんとうまどぐち ねんきんじむしょ
 問い合わせ先：市町村の担当窓口、年金事務所

めいしょう 名称	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	かんかつちいき 管轄地域
あきたねんきんじむしょ 秋田年金事務所	〒010-8565 あきたしほどのてつぽうちよう 秋田市保野鉄砲町5-20	018-865-2392	あきたし おがし かがみし 秋田市、男鹿市、潟上市 みたねちよう みなみあきたぐん 三種町、南秋田郡
たかのすねんきんじむしょ 鷹巣年金事務所	〒018-3312 きたあきたしはなぞのちよう 北秋田市花園町18-1	0186-62-1490	きたあきたし のしろし おおだてし 北秋田市、能代市、大館市 かづのし かづのぐん きたあきたぐん 鹿角市、鹿角郡、北秋田郡 やまもとぐん みたねちよう のぞ 山本郡（三種町を除く）
おおまがりねんきんじむしょ 大曲年金事務所	〒014-0027 だいせんし おおまがりとおりまち 大仙市大曲通町6-26	0187-63-2296	だいせんし よこてし ゆざわし 大仙市、横手市、湯沢市 せんぼくし せんぼくぐん おがちぐん 仙北市、仙北郡、雄勝郡
ほんじょうねんきんじむしょ 本荘年金事務所	〒015-8505 ゆりほんじょうし おもておぎまち 由利本荘市表尾崎町21-2	0184-24-1111	ゆりほんじょうし し 由利本荘市、にかほ市

○ れいわ ねんどねんきんがく 令和8年度年金額

きゆう 1級	しょうわ ねん がつ にちいこう う かた 昭和31年4月2日以降の生まれの方	ねんがく えん 年額 1,059,125円
	しょうわ ねん がつ にちいぜん う かた 昭和31年4月1日以前の生まれの方	ねんがく えん 年額 1,056,125円
きゆう 2級	しょうわ ねん がつ にちいこう う かた 昭和31年4月2日以降の生まれの方	ねんがく えん 年額 847,300円
	しょうわ ねん がつ にちいぜん う かた 昭和31年4月1日以前の生まれの方	ねんがく えん 年額 844,900円

(2) 障害厚生年金

障害厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで一定の障害の状態になった場合、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。

○ 問い合わせ先：年金事務所

4 各種手当・共済・生活保護について

(1) 特別児童扶養手当

障害を有する20歳未満の児童の父か母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

児童福祉施設等に入所しているとき、または障害を理由とする年金を受給することができるときは支給されません。なお、所得状況により手当が支給されない場合があります。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

○ 令和8年度の手当月額

1級：58,450円 2級：38,930円

(2) 特別障害者手当

在宅の重度障害者で、日常生活で常時介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給されます。

施設入所しているとき、または継続して3か月を超えて入院しているときは支給されません。なお、所得状況により手当が支給されない場合があります。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

○ 令和8年度の手当月額：30,450円

(3) 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害児（20歳未満）の方に支給されます。

児童福祉施設等に入所しているとき、または障害を理由とする年金を受け取ることができるときは支給されません。なお、所得状況により手当が支給されない場合があります。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

○ 令和8年度の手当月額：16,560円

(4) 心身障害者扶養共済制度（任意加入）

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に一定額の年金が一生涯支給される制度です。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

(5) 生活保護

生活保護では、原則として世帯（一緒に暮らしている家族）を一つの単位として考えます。世帯の「最低生活費」の金額と「世帯の収入」を比べて、最低生活費よりも収入が低い場合に不足額が支給される仕組みです。

ここでの最低生活費には、家賃や食費、医療費など、生活に必要なものが含まれます。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

5 医療の助成について

(1) 福祉医療制度 (マル福)

療育手帳 A をお持ちの方が、医療機関にて各種健康保険で認められた診療を受けた場合、窓口で支払う自己負担額の全額が助成されます (自己負担額が 0 円になります。)

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

(2) 自立支援医療 (精神通院医療)

精神疾患 (てんかんを含みます。) を有する方が、通院による精神医療 (外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護など) を継続して受ける必要がある場合に、指定医療機関での通院医療費の自己負担額が軽減されます (自己負担額が原則 1 割となります。)。なお、所得に応じて月額自己負担額に上限が設けられていて、所得が一定額を越えている場合は、対象にならないこともあります。

事前に認定を受ける必要があり、有効期限は 1 年間です。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

6 税金の減免等について

障害の程度が一定以上の場合、各種税金の減免等の措置が受けられます。

(1) 所得税・住民税の障害者控除

納税者本人または控除対象配偶者もしくは扶養親族が、所得税法上

の障害者に当てはまる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。

○ 問い合わせ先：税務署、市町村の担当窓口

名称	所在地	電話番号	管轄地域
秋田北税務署	〒011-8577 秋田市土崎港中央六丁目9番13号	018-845-1161	秋田市の一部、男鹿市 潟上市、南秋田郡
秋田南税務署	〒010-8622 秋田市中通五丁目5番2号	018-832-4121	秋田市の一部
大館税務署	〒017-8686 大館市赤館町2番16号	0186-42-0671	大館市、鹿角市、北秋田市 鹿角郡、北秋田郡
大曲税務署	〒014-8611 大仙市大曲上栄町9番4号	0187-62-2191	大仙市、仙北市、仙北郡
能代税務署	〒016-8601 能代市末広町4番20号	0185-52-6111	能代市、山本郡
本荘税務署	〒015-8622 由利本荘市給人町17番	0184-22-2335	由利本荘市、にかほ市
湯沢税務署	〒012-8502 湯沢市大工町2番32号	0183-73-5100	湯沢市、雄勝郡
横手税務署	〒013-8504 横手市旭川一丁目5番8号	0182-32-6090	横手市

(2) 自動車税(種別割・環境性能割)及び軽自動車税(種別割・環境性能

わり げんめん
割) の減免

かぜい ねんど がつ にちごぜん じげんざい いか ひょう がいと う じどうしゃ
課税される年度の4月1日午前0時現在で以下の表に該当する自動車は、

じどうしゃぜいと う ぜんがくめんじょ
自動車税等が全額免除されます。

しゅうしゃ しゅうしゃ 所有者(使用者)	うんてんしゃ 運転者	しゅうもくてき 使用目的
りょういくてちょうしよじしゃ 療育手帳A所持者 または どうきよかぞく その同居家族	りょういくてちょうしよじしゃ 療育手帳A所持者	にちじょうせいかつとう 日常生活等
	りょういくてちょうしよじしゃ どうきよ 療育手帳A所持者と同居 せいけい いつ かた し、生計を一にする方	りょういくてちょうしよじしゃ つうがく 療育手帳A所持者の通学、 つういん つうしよおよ せいぎょう 通院、通所及び生業
	りょういくてちょうしよじしゃ 療育手帳A所持者を じょうじかいご かた 常時介護する方	しょうがいしゃ こうせい せたい 障害者のみで構成される世帯に ぞく りょういくてちょうしよじしゃ つうがく 属する療育手帳A所持者の通学、 つういん つうしよおよ せいぎょう 通院、通所及び生業

○ と あ さき
問い合わせ先

じどうしゃぜい しゅべつわり かんきょうせいのおわり けいじどうしゃぜいかんきょうせいのおわり けんぜいじむしょ
自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税環境性能割：県税事務所

けいじどうしゃぜい しゅべつわり しちょうそん たんとうまどぐち
軽自動車税(種別割)：市町村の担当窓口

めいしょう 名称	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	かんかつちいき 管轄地域
あきたけんそうごうけんぜいじむしょ かぜいだいよんか 秋田県総合県税事務所 課税第四課	〒010-0951 あきたしさんのうよんちょうめ ばんごう 秋田市山王四丁目1番2号	018-860-3339	ぜんけん 全県

(3) そうぞくぜい こうじょ
相続税の控除

そうぞくにん しょうがいしゃ さい たつ いってい きんがく そうぞくぜい
相続人が障害者であるときは、85歳に達するまで一定の金額が相続税

さ ひ
から差し引かれます。

○ と あ さき ぜいむしょ
問い合わせ先：税務署

(4) 贈与税の控除

しょうがいしゃ ぞうよ しきん しんたくぎんこう しんたく きんゆうきかん つう ぜいむしよ
障害者に贈与された資金を信託銀行に信託し、金融機関を通じて税務署

じぜん とどけで ぼあい いってい きんがく ぞうよぜい ひかぜい
に事前に届出をした場合、一定の金額まで贈与税が非課税になります。

○ と あ さき ぜいむしよ
問い合わせ先：税務署

(5) 少額預金等の利子所得等の非課税制度（マル優制度）

しょうがくよきんとう りししよとくとう ひかぜいせいど ゆうせいど
あらかじめ金融機関で手続をすることにより、預貯金や国債などについて、

がんぼん まんえん げんど りし ひかぜい
それぞれ元本350万円を限度として利子などが非課税になります。

○ と あ さき ぜいむしよ
問い合わせ先：税務署

7 障害児・者に対する障害福祉サービス等について

平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障害のある方々に、身近な市町村が、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの提供を行います。また、障害のある方や介護する方の相談に応じたり、情報提供などを行います。

(1) 障害福祉サービス

障害の程度により、利用者が自らサービス内容を選択し、提供事業者と契約を結ぶことによりサービスを受けることができます。事前にお住まいの市町村で「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

利用料の自己負担は、所得に応じて月額の上限額が設定され、ひと月に利用したサービスの量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

① 訪問系のサービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のため日常生活に著しく支障のある障害児・者に対し、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事の介護など日常生活の支援を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的障害または精神障害により行動障害を有する方で、常時介護を必要とする障害者に対して、入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動中の介護など日常生活の支援を行う。
同行援護	視覚障害で移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排泄・食事等の介護を行う。
行動援護	障害によって行動上著しく困難があって、常時介護を必要とする障害児・者に対して、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行う。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害児・者に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護などを包括的に行う。

② 日中活動系のサービス

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護を必要とする障害者に、昼間、入浴・排泄・食事の介護など日常生活の支援をするとともに、創作的活動または生産活動の機会などを提供する。
短期入所 (ショートステイ)	介護している人が病気になるなどの理由で、短期間施設入所が必要な障害児・者に対して、入浴・排泄・食事等の介護を行う。
療養介護	常時介護を必要とする障害者で、医療的ケアを必要とする方に対して、医療機関等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活の世話などを提供する。

③ 訓練・就労系のサービス

サービス名	サービスの内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方に、原則として雇用契約にもとづく就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

④ 施設・居住支援系のサービス

サービス名	サービスの内容
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事等の介護を行う。
自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、日常生活に必要な援助を行う。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

(2) 相談支援

しょうがい かが じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いたな
障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができる

しちょうそん ちゅうしん いか そうだんしえんじぎょう じっし
よう、市町村を中心に以下のような相談支援事業を実施しています。

○ と あ さき しちょうそん たんとうまどぐち
問い合わせ先：市町村の担当窓口

サービス名	サービスの内容
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょうがいしゃとうしょうがいふくし てきせつ りよう とうりようけいかく 障害者等が障害福祉サービスを適切に利用できるように、サービス等利用計画 さくせい おこな りようけいかく しちょうそん してい う そうだんしえんじぎょうしょ さ の作成を行う。なお、利用計画は市町村から指定を受けた相談支援事業所が作 くせい 成する。
ちいまいこうしえん 地域移行支援	しせつとう にゅうしょ せいしんかびょういん にゅういん しょうがいしゃ じゅうきよ かくほ 施設等に入所しているまたは精神科病院に入院している障害者に、住居の確保 ちいまいこう そうだんとう おこな や地域移行のための相談等を行う。
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	しせつ びょういん たいしょ たいいん しょうがいしゃ ちいき せいかつ ふあんてい しょうがいしゃ じよ 施設や病院から退所・退院した障害者や地域での生活が不安定な障害者に、常 うじれんらくたいせい かくほ きんきゅう じたいとう そうだん きんきゅうほうもんたいおう おこな 時連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や緊急訪問・対応を行う。

(3) 地域生活支援事業

しょうがい かが じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いたな
障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができ

しちょうそん とどうふけん ちいき とくせいとう おう じぎょう じっし
るよう、市町村や都道府県が地域の特性等に応じた事業を実施します。

① しちょうそん じぎょう
市町村の事業

じぎょう じっし じょうきょう しちょうそん こと だいひょうてき じれい けいさい
事業の実施状況は市町村により異なるため、代表的な事例を掲載

しています。

サービス名	サービスの内容
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	しょうがい かが ほごしゃ にちじょうせいかつ もんだい しょうがいふくし りよう 障害のある方や保護者などから、日常生活の問題や障害福祉サービスの利用な いっばんてき そうだん おう きかんそうだんしえん とう せんもんしよく はいち ど一般的な相談に応じるとともに、基幹相談支援センター等に専門職を配置 ひつよう じよげん じょうほうていきょう おこな し、必要な助言や情報提供を行う。
せいねんこうけんせいど りよう しえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	せいねんこうけんせいど りよう ゆうよう みと ちてきしょうがい かがとう 成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある方等に たい もうした よう ひょうとう いちぶ ほじよ 対し、申立てに要する費用等の一部を補助する。

サービス名	サービスの内容
日常生活用具給付等事業	自立生活を支援するための用具等の給付や貸与を行う。
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に必要な支援を行う。
地域活動支援センター	通所による作業訓練や創作的活動等の場を提供するとともに、社会との交流を促進する事業などを行う。
自動車運転免許取得助成事業	療育手帳を所持している方が、自動車運転免許（普通自動車免許に限る。）の取得に要した費用の一部を助成する（詳しくは5ページをご覧ください）。

○ 問い合わせ先：市町村の担当窓口

② 県の事業

県では専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業を

行っていて、主な事業を掲載しています。

サービス名	サービスの内容
障害者就業・生活支援センター事業	就業及び日常生活・社会生活について支援を必要とする障害者について、関係機関と連携し必要な指導・助言等の支援を行い、雇用の促進や職業の安定を図る（詳しくは21ページをご覧ください）。
相談支援従事者研修事業	相談支援専門員の養成やスキルアップを図るための研修を実施し、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するための支援の充実を図る。
障害者社会参加促進事業	手話通訳者による意思疎通支援、スポーツ・芸術活動等に係る事業、身体障害者補助犬の給付などにより、障害者等の社会参加の促進を図る。

○ 問い合わせ先：県障害福祉課 電話番号：018-860-1332

(4) 障害児向けのサービス

児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービスは、障害児通所支援

しょうがいじにゆうしょしえん
と 障害児入所支援があります。

しょうがいじ ほごしゃ かた しょうがいじつうしょしえん りょう ばあい す
障害児の保護者の方は、障害児通所支援を利用する場合は、お住まいの

しちょうそん しょうがいじにゆうしょしえん りょう ばあい けんない かくじどうそうだんしょ し
市町村に、障害児入所支援を利用する場合は県内の各児童相談所に支

きゅうしんせい おこな しきゅうけつてい う あと りょう しせつ けいやく むす
給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

① しょうがいじつうしょしえん
障害児通所支援

サービス名	サービスの内容
じどうはったつしえん 児童発達支援	みじゅうがく しょうがいじ しせつ かよ にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしき 未就学の障害児を施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識 ぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん おこな 技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	したいふじゆう りがくりょうほうとう きのうくんれん いりょうてきかんりか しえん ひつよう 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要 しょうがいじ しせつ かよ じどうはったつおよ ちりょう おこな な障害児を施設に通わせ、児童発達及び治療を行う。
ほうかごとう 放課後等デイサービス	しゅうがく しょうがいじ じゅぎょう しゅうりょうご がっこう きゅうぎょうび じどうはったつしえん 就学している障害児を授業の終了後または学校の休業日に児童発達支援セン とう しせつ かよ せいかつうりよく こうじょう ひつよう くんれん しゃかい こうりゅう ター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の そくしん しえん おこな 促進などの支援を行う。
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	じゅうど しょうがいじどう しょうがいじつうしょしえん りょう がいしゅつ 重度の障害児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが いちじる ごんなん しょうがいじ たい しょうがいじ きょたく ほうもん にちじょう きほんてき 著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、日常における基本的な どうさ しどう ちしきぎのう ふ よとう しえん おこな 動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

○ と あ さき しちょうそん たんどうまどぐち
問い合わせ先：市町村の担当窓口

② しょうがいじにゆうしょしえん
障害児入所支援

サービス名	サービスの内容
ふくしがたしょうがいじにゆうしょしせつ 福祉型障害児入所施設	しょうがいじ しせつ にゆうしょ ほご にちじょうせいかつ しどう じりつ ひつよう ちしき ぎ 障害児を施設に入所させて、保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識や技 のう み つ しえん おこな 能を身に付けるための支援を行う。
いりょうがたしょうがいじにゆうしょしせつ 医療型障害児入所施設	にゅういん いりょう ひつよう しょうがいじ にゆうしょ ほご にちじょうせいかつ しどう じりつ 入院による医療が必要な障害児を入所させて、保護し、日常生活の指導や自立 ひつよう ちしき ぎのう み つ しえん おこな に必要な知識や技能を身に付けるための支援を行う。

○ と あ さき す しちょうそん かんかつ じどうそうだんしょ
問い合わせ先：お住まいの市町村を管轄する児童相談所

8 仕事の相談について

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）

ハローワークでは、専門の担当による職業相談を行っています。療育
手帳をお持ちの上、お住まいの市町村を管轄するハローワークの相談窓口
にご相談ください。

名称	所在地	電話番号	管轄地域
秋田公共職業安定所	〒010-0065 秋田市茨島一丁目12-16	018-864-4111	秋田市、湯上市 南秋田郡
ハローワークプラザ アトリオン	〒010-0001 秋田市中通2-3-8（アトリオン3F）	018-836-7820	
秋田公共職業安定所 男鹿出張所	〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-3	0185-23-2411	男鹿市
能代公共職業安定所	〒016-0851 能代市緑町5-29	0185-54-7311	能代市、山本郡
大館公共職業安定所	〒017-0046 大館市清水一丁目5-20	0186-42-2531	大館市
大館公共職業安定所 鷹巣出張所	〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中袋26-1	0186-60-1586	北秋田市 北秋田郡
大曲公共職業安定所	〒014-0034 大仙市大曲住吉町33-3	0187-63-0335	大仙市、仙北郡
大曲公共職業安定所 角館出張所	〒014-0372 仙北市角館町小館32-3	0187-54-2434	仙北市
本荘公共職業安定所	〒015-0013 由利本荘市石脇字田尻野18-1	0184-22-3421	由利本荘市 にかほ市
横手公共職業安定所	〒013-0033 横手市旭川一丁目2-26	0182-32-1165	横手市
湯沢公共職業安定所	〒012-0033 湯沢市清水町四丁目4-3	0183-73-6117	湯沢市、雄勝郡
鹿角公共職業安定所	〒018-5201 鹿角市花輪字荒田82-4	0186-23-2173	鹿角市、鹿角郡

あきたしょうがいしゃしよくぎょう
(2) 秋田障害者職業センター

しゅうしよく きぼう しょうがい かた たい ふくし いりょう きょう
 就職を希望する障害のある方に対し、ハローワークや福祉・医療・教
 いくぶんや かんけいきかん みっせつ れんけい と しゅうしよく そうだん しえん
 育分野の関係機関と密接な連携を取りながら、就職のための相談・支援、
 しゅうしよくご ふくしよく そうだん しえん いちれん しゅうろうしえん
 就職後のフォローアップ、復職のための相談・支援まで一連の就労支援
 おこな
 を行っています。

- 所在地：〒010-0944 秋田市川尻若葉町4番48号
- 電話番号：018-864-3608

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ しえん
(3) 障害者就業・生活支援センター

しゅうぎょうおよ ともな にちじょうせいかつじょう しえん ひつよう しょうがい かた
 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方
 たい しよくぎょうじゅんびくねん しゅうぎょう かん しどう じょげん そうだん
 に対し、職業準備訓練のあっせんや、就業に関する指導・助言、相談、
 しゅうぎょう ともな せいかつそうだん おこな
 また就業に伴う生活相談を行います。

めいしょう 名称	ほうじんめい 法人名	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	かんかつちいき 管轄地域
あきたけんぼくしょうがいしゃしゅうぎょう 秋田県北障害者就業・ せいかつしえん 生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 おおだてけんいき かい 大館圏域ふくし会	〒017-0897 おおだてしあざさん まる 大館市字三の丸103-4	0186-57-8225	かづのし かづのぐん 鹿角市、鹿角郡 おおだてし 大館市
きたあきたしょうがいしゃしゅうぎょう 北秋田障害者就業・ せいかつしえん 生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 けんぼくほうこうかい 県北報公会	〒018-3301 きたあきたしみやまえちょう 北秋田市宮前町9-67	0186-67-6003	きたあきたし 北秋田市 またあきたぐん 北秋田郡
あきたけんのしろやまもとしょうがいしゃ 秋田県能代山本障害者 しゅうぎょうせいかつしえん 就業・生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 あきたにじ かい 秋田虹の会	〒016-0845 のしろしと町町9-55	0185-88-8296	のしろし やまもとぐん 能代市、山本郡
ウェルビューいずみ しょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 障害者就業・生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 かい いずみ会	〒010-0817 あきたしいずみすがの 秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088	あきたし おがし 秋田市、男鹿市 かたがみし みなみあきたぐん 潟上市、南秋田郡
ゆりほんじょう 由利本荘・にかほ圏域 しょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん 障害者就業・生活支援センター いーさぽーと E-SUPPORT	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 あきたけんしゃかいふくしじぎょうだん 秋田県社会福祉事業団	〒015-0855 ゆりほんじょうしにばんせき 由利本荘市二番堰25-1	0184-44-8578	ゆりほんじょうし 由利本荘市 し にかほ市
あきたけんなんしょうがいしゃしゅうぎょう 秋田県南障害者就業・ せいかつしえん 生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じせんかい 慈泉会	〒014-0043 だいせんしとまきちょう 大仙市戸巻町2-68	0187-88-8713	だいせんし せんぼくし 大仙市、仙北市 せんぼくぐん 仙北郡
よこてしょうがいしゃしゅうぎょう ネット横手障害者就業・ せいかつしえん 生活支援センター	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 じせんかい 慈泉会	〒013-0068 よこてしうめ きまち 横手市梅の木町8-5	0182-23-6281	よこてし 横手市
あきたゆざわおがちしょうがいしゃ 秋田湯沢雄勝障害者 しゅうぎょうせいかつしえん 就業・生活支援センター ばあとなあ	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 おがち かい 雄勝なごみ会	〒012-0031 ゆざわしりょうじん 湯沢市両神17-1	0183-55-8650	ゆざわし おがちぐん 湯沢市、雄勝郡

9 成年後見制度

ものごと はんだん のうりよく じゅうぶん かた ざいさん まも しえん
物事を判断する能力が十分でない方について、その財産を守り、支援してい

せいど にんいこうけんせいど ほうていこうけんせいど
く制度で、任意後見制度と法定後見制度があります。

にんいこうけんせいど はんだんのうりよく ふじゅうぶん まえ ほんにん けいやく
任意後見制度は、判断能力が不十分になる前に、本人があらかじめ契約で

えんじよしゃ き せいど
援助者を決めておく制度です。

たい ほうていこうけんせいど はんだんのうりよく ふじゅうぶん いったい しん
これに対して、法定後見制度は、判断能力が不十分になってから、一定の親

ぞくとう もうした かていさいばんしょ えんじよしゃ えら せいど
族等の申立てにより、家庭裁判所が援助者を選ぶ制度です。

○ と あ さき あきた かていさいばんしょ
問い合わせ先：秋田家庭裁判所

(※地域によって問い合わせ先が異なるため、こちらで確認してください。)

しょざいち ありき とう あ さき ちが あきた しさんのう
所在地：〒010-8504 秋田市山王7-1-1

でんわばんごう だいひょう
電話番号：代表018-824-3121

10 けんおよ し ちょうそん そうだんまどぐち 県及び市町村の相談窓口

(1) けん そうだんまどぐち 県の相談窓口

めいしょう 名称	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	かんかつちいき 管轄地域
ちてきしょうがいしゃごうせいそうだんしょ 知的障害者更生相談所 (こ じょせい しょうがいしゃそうだん 子ども・女性・障害者相談センター)	〒010-0864 あきたしてがたすみよしちょう ばん ごと 秋田市手形住吉町3番6号	018-831-2303	ぜんけん 全県
ちゅうおうじどうそうだんしょ 中央児童相談所 (こ じょせい しょうがいしゃそうだん 子ども・女性・障害者相談センター)	〒010-0864 あきたしてがたすみよしちょう ばん ごと 秋田市手形住吉町3番6号	018-827-5200	あきたし おがし ゆりほんじょうし 秋田市、男鹿市、由利本荘市 かたがみし し みなみあきたぐん 潟上市、にかほ市、南秋田郡
きたじどうそうだんしょ 北児童相談所	〒018-5601 おおだてしじゅうにしよあざひらうちしんでん 大館市十二所字平内新田237-	0186-52-3956	のしろし おおだてし かづのし きたあきたし 能代市、大館市、鹿角市、北秋田市 かづのぐん きたあきたぐん やまもとぐん 鹿角郡、北秋田郡、山本郡
みなみじどうそうだんしょ 南児童相談所	〒013-0033 よこてしあさひかわいっちょうめ ばん ごと 横手市旭川一丁目3番4号	0182-32-0500	よこてし ゆざわし だいせんし 横手市、湯沢市、大仙市 せんぼくし せんぼくぐん おがちぐん 仙北市、仙北郡、雄勝郡

(2) し ちょうそん そうだんまどぐち 市町村の相談窓口

し ちょうそんめい 市町村名	たんとうかしつ 担当課室	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
かづのし 鹿角市	ふくしそむか 福祉総務課 ふくしじむしょ (福祉事務所)	〒018-5201 かづのしはなわあざしもはなわ かづのしふくしほけん 鹿角市花輪字下花輪50(鹿角市福祉保健センター内)	0186-30-0238
こさかまち 小坂町	ふくしか 福祉課	〒017-0292 かづのぐんこさかまちこさかあざかみ やち 鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1	0186-29-3925
おおだてし 大館市	ふくしか 福祉課 ふくしじむしょ (福祉事務所)	〒017-8555 おおだてしあざなかしょう ばんち 大館市字中城20番地	0186-43-7052
きたあきたし 北秋田市	ふくしか 福祉課 ふくしじむしょ (福祉事務所)	〒018-3392 きたあきたしはなぞのちょう 北秋田市花園町19-1	0186-62-6637
かみこあにむら 上小阿仁村	じゅうみんふくしか 住民福祉課	〒018-4494 きたあきたぐんかみこあにむらこさわだあざむいかかわら ばんち 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地	0186-77-2222
のしろし 能代市	ふくしか 福祉課 ふくしじむしょ (福祉事務所)	〒016-8501 のしろしかんまち ばん ごと 能代市上町1番3号	0185-89-2153
みたねちょう 三種町	ふくしか 福祉課	〒018-2401 やまもとぐんみたねちょううかわあざいわやこ ばんち 山本郡三種町鶉川字岩谷子8番地	0185-85-2190
はつぼうちょう 八峰町	ふくしほけんか 福祉保健課	〒018-2502 やまもとぐんはつぼうちょうみねはまめながたあざめちょうた ばんち 山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地	0185-76-4608
ふじさとまち 藤里町	ちょうみんか 町民課	〒018-3201 やまもとぐんふじさとまち ふじことあざふじこと ばんち 山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地	0185-79-2113

しちょうそんめい 市町村名	たんとうかしつ 担当課室	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
おがし 男鹿市	ふくしか 福祉課 ふくしむしょ (福祉事務所)	〒010-0595 おがしふながわみなとふなかわあざいずみだい ばんち 男鹿市船川港船川字泉台66番地1	0185-24-9120
かたがみし 潟上市	しゃかいふくしか 社会福祉課 ふくしむしょ (福祉事務所)	〒010-0201 かたがみしてんのうあざぼらめだい ばんち 潟上市天王字棒沼台226番地1	018-853-5314
ごじょうめまち 五城目町	けんこうふくしか 健康福祉課	〒018-1792 みなみあきたぐんごじょうめまちにしいそ め いっちょうめ 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1	018-852-5128
はちろうがたまち 八郎潟町	けんこうふくしか 健康福祉課	〒018-1692 みなみあきたぐんはちろうがたまちあざおおみち ばんち 南秋田郡八郎潟町字大道80番地	018-875-5808
いかわまち 井川町	けんこうふくしか 健康福祉課	〒018-1596 みなみあきたぐんいかわまちきたかわしりあざえびさわひ ぐち 南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4417
おおがたむら 大潟村	ふくしほけんか 福祉保健課	〒010-0494 みなみあきたぐんおおがたむらあざちゆうおう ばんち 南秋田郡大潟村字中央1番地1	0185-45-2114
あきたし 秋田市	しょう ふくしか 障がい福祉課 ふくしむしょ (福祉事務所)	〒010-8560 あきたさんのういっちょうめ ばん ごう 秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5663
ゆりほんじょうし 由利本荘市	ふくしえんか 福祉支援課 ふくしむしょ (福祉事務所)	〒015-0872 ゆりほんじょうしかわらやち つるまいかいかんない 由利本荘市瓦谷地1 (鶴舞会館内)	0184-24-6314
にかほ市 にかほ市	ふくしか 福祉課 ふくしむしょ (福祉事務所)	〒018-0492 し ひらさわあざとり こぶち にかほ市平沢字鳥ノ子21	0184-32-3034
だいせんし 大仙市	しゃかいふくしか 社会福祉課 ふくしむしょ (福祉事務所)	〒014-8601 だいせんしおおまがりはなぞのちよう ばん ごう 大仙市大曲花園町1番1号	0187-63-1111 (内線174)
せんぼくし 仙北市	しゃかいふくしか 社会福祉課 ふくしむしょ (福祉事務所)	〒014-0392 せんぼくしかくのたてまちなかすがさわ ばんち 仙北市角館町中菅沢81番地8	0187-43-2288
みさとちよう 美郷町	ふくしほけんか 福祉保健課	〒019-1541 せんぼくぐんみさとちようつちざきあざうわのおつ ばんち 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10	0187-84-4907
よこてし 横手市	しゃかいふくしか 社会福祉課 ふくしむしょ (福祉事務所)	〒013-8601 よこてしちゆうおうちよう ばん ごう 横手市中央町8番2号	0182-35-2132
ゆざわし 湯沢市	ふくしか 福祉課 ふくしむしょ (福祉事務所)	〒012-8501 ゆざわしきたけちよう ばん ごう 湯沢市佐竹町1番1号	0183-55-8075
うごまち 羽後町	けんこうふくしか 健康福祉課	〒012-1131 おがちぐんうごまちにしもないあざなかの 雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111 (内線130)
ひがしなるせむら 東成瀬村	みんせいか 民生課	〒019-0801 おがちぐんひがしなるせむらたごないあざせんにんした ばんち 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30番地1	0182-47-3405

ち て き し ょ う が い し ゃ ふ く し れ い わ ね ん が つ か い て い ば ん
知的障害者福祉のしおり（令和8年6月改訂版）

あ き た け ん ち て き し ょ う が い し ゃ こ う せ い そ う だ ん し ょ こ じ ゃ せ い し ょ う が い し ゃ そ う だ ん
秋田県知的障害者更生相談所（子ども・女性・障害者相談センター）

〒010-0864

あ き た け ん あ き た し て が た す み よ し ち ょ う ば ん ご う
秋田県秋田市手形住吉町3番6号

で ん わ ち て き し ょ う が い ふ く し ち ょ く つ う
電話 018-831-2303（知的障害福祉チーム直通）

FAX 018-831-2306

E-mail soudan-center@pref.akita.lg.jp